

令和6年12月20日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録
(公開用)

由 利 本 荘 市 農 業 委 員 会

由利本荘市農業委員会総会（令和6年第12回）議事録

1. 開催日時 令和6年12月20日（金曜日）午後3時55分

2. 開催場所 本荘由利広域行政センター「学習ホール」

3. 出席委員（22名）

1 番 佐 藤 崇	1 3 番 佐 藤 榮 一
2 番 小 松 健	1 4 番 畑 山 留美子
3 番 齋 藤 誠	1 5 番 佐 藤 喜 勝
4 番 庄 司 和 夫	1 6 番 佐々木 剛
5 番 佐々木 亨	1 7 番 伊 藤 剛
6 番 伊 藤 直 子	1 8 番 加 藤 三 敏
7 番 菅 原 文 克	1 9 番 大 瀧 浪 雄
8 番 板 垣 利 明	2 0 番 佐々木 純 一
9 番 三 浦 幸 夫	2 1 番 小 野 晃 一
1 0 番 吉 尾 麻 美	2 3 番 真 坂 和 都
1 1 番 巴 寛	2 4 番 富 樫 公 一

4. 欠席委員（2名）

1 2 番 佐 藤 源 樹	2 2 番 豊 島 靖 喜
---------------	---------------

5. 議事日程第1号 令和6年12月20日（金曜日） 午後4時00分開会

第 1. 議事録署名委員指名

第 2. 会議書記任命

第 3. 会期決定

第 4. 報告第 4 号 農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づく職員の
任免について

第 5. 報告第 5 号 由利本荘市農地賃借料情報について

第 6. 議案第81号 農地法第3条の規定に基づく賃借権設定の件

第 7. 議案第82号 農地法第3条の規定に基づく使用貸借権設定の件

第 8. 議案第83号 農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件

第 9. 議案第84号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件

第10. 議案第85号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等
促進計画案に対する意見について（一括方式）

第11. 議案第86号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等
促進計画案に対する意見について（その他）

第12. 議案第87号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等
促進計画案に対する意見について（所有権移転）

第13. 議案第89号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移
転の件

第14. 議案第90号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断につ
いて

6. 本日の会議に付した事件
議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

事務局 長	木 内 卓 朗	次 長	齊 藤 政 樹
次 長 兼 農 地 班 長	二 見 真 之	農 政 班 長	三 保 敦
主 査	齋 藤 身 子	主 査 (矢 島 庶 務 班)	田 口 達 也
主任 (岩 城 庶 務 班)	池 田 健 人	主 事 (由 利 庶 務 班)	畠 山 秀
主 査 (大 内 庶 務 班)	佐 藤 彰	主 事 (東 由 利 庶 務 班)	石 渡 穰
主 事 (鳥 海 庶 務 班)	佐 藤 海 士		

8. 総会議長
富 樫 公 一

9. 議事録署名委員
19番 大 瀧 浪 雄
20番 佐々木 純 一

10. 会議の概要

○議長

これより令和6年12月4日公示招集されました、令和6年第12回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、委員総数24名中22名であります。

12番佐藤源樹委員、22番豊島靖喜委員より欠席の届け出があります。

出席委員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の提出案件は、報告第4号と5号、並びに議案第81号から議案第90号までの計12件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第13条の規定に基づき、議事録署名委員に、19番大瀧浪雄委員、20番佐々木純一委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

○議長

日程第 4、報告第 4 号「農業委員会等に関する法律第 26 号第 3 項の規定に基づく職員の任免について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(報告第 4 号について、事務局次長による案件報告)

○議長

報告第 4 号の説明が終わりました。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

○議長

日程第 5、報告第 5 号「由利本荘市農地賃借料情報について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(報告第 5 号について、農政班長による情報提供)

○議長

報告第 5 号の説明が終わりました。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

○議長

日程第 6、議案第 81 号「農地法第 3 条の規定に基づく賃借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第 81 号について、議案書に基づき取扱件数を述べ、申請内容については記載の通りで、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしている旨を説明する。)

○議長

議案第 81 号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第 81 号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 81 号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第 7、議案第 82 号「農地法第 3 条の規定に基づく使用賃借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第８２号について、議案書に基づき取扱件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農地法第３条第２項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしている旨を説明する。）

○議長

議案第８２号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第８２号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第８２号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第８、議案第８３号「農地法第３条の規定に基づく所有権移転の件」を議題としますが、本議案の１番につきましては、１番佐藤崇委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第３１条の規定に基づき退席していただきます。暫時休憩いたします。

【佐藤崇委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第８３号１番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第８３号１番について、議案書に基づき取扱件数を述べ、申請内容については記載の通りで、農地法第３条第２項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしている旨を説明する。）

○議長

議案第８３号１番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第８３号１番は、申請が適法と認め許可することに、異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第８３号１番は、申請が適法と認め許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【佐藤崇委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第 8 3 号 2 番から 1 3 番を議題とし事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第 8 3 号 2 番から 1 3 番について、議案書に基づき取扱件数を述べ、申請内容については記載の通りで、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしている旨を説明する。）

○議長

議案第 8 3 号 2 番から 1 3 番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第 8 3 号 2 番から 1 3 番は、申請が適法と認め許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 8 3 号 2 番から 1 3 番は、申請が適法と認め許可することに決定いたしました。

日程第 9、議案第 8 4 号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題としますが、本議案の 1 番につきましては、1 番佐藤崇委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定に基づき退席していただきます。暫時休憩いたします。

【佐藤崇委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第 8 4 号 1 番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第 8 4 号 1 番について、議案書に基づき朗読し、計画の内容については議案書記載の通りで、令和 4 年法律第 5 6 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の改正による改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各号を満たしている旨説明する。）

○議長

議案第 8 4 号 1 番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第 8 4 号 1 番は、原案どおり承認することに、異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 8 4 号 1 番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【佐藤崇委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第84号を議題としますが、本議案の2番から5番につきましては、7番菅原文克委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。暫時休憩いたします。

【菅原文克委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第84号2番から5番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第84号2番から5番について、議案書に基づき朗読し、計画の内容については議案書記載の通りで、令和4年法律第56号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。）

○議長

議案第84号2番から5番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第84号2番から5番は、原案どおり承認することに、異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第84号2番から5番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【菅原文克委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第84号を議題としますが、本議案の6番から10番につきましては、19番大瀧浪雄委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。暫時休憩いたします。

【大瀧浪雄委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第84号6番から10番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第84号6番から10番について、議案書に基づき朗読し、計画の内容については議案書記載の通りで、令和4年法律第56号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。）

○議長

議案第84号6番から10番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第84号6番から10番は、原案どおり承認することに、異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第84号6番から10番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【大瀧浪雄委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第84号を議題としますが、本議案の15番につきましては、13番佐藤榮一委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。暫時休憩いたします。

【佐藤榮一委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第84号15番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第84号15番について、議案書に基づき朗読し、計画の内容については議案書記載の通りで、令和4年法律第56号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。）

○議長

議案第84号15番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第84号15番は、原案どおり承認することに、異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第84号15番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【佐藤榮一委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第84号を議題としますが、本議案の16番につきましては、15番佐藤喜勝委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただ

きます。暫時休憩いたします。

【佐藤喜勝委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第84号16番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第84号16番について、議案書に基づき朗読し、計画の内容については議案書記載の通りで、令和4年法律第56号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。）

○議長

議案第84号16番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第84号16番は、原案どおり承認することに、異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第84号16番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【佐藤喜勝委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第84号を議題としますが、本議案の17番から25番につきましては、11番巴寛委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。暫時休憩いたします。

【巴寛委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第84号17番から25番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第84号17番から25番について、議案書に基づき朗読し、申請内容については議案書記載の通りで、令和4年法律第56号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。）

○議長

議案第84号17番から25番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第８４号１７番から２５番は、原案どおり承認することに、異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第８４号１７番から２５番は、原案どおり承認することに決定いたしました。暫時休憩いたします。

【巴寛委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第８４号を議題としますが、本議案の２６番から２８番につきましては、１７番伊藤剛委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第３１条の規定に基づき退席していただきます。暫時休憩いたします。

【伊藤剛委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第８４号２６番から２８番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第８４号２６番から２８番について、議案書に基づき朗読し、計画の内容については議案書記載の通りで、令和４年法律第５６号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条の改定による改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各号を満たしている旨説明する。）

○議長

議案第８４号２６番から２８番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第８４号２６番から２８番は、原案どおり承認することに、異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第８４号２６番から２８番は、原案どおり承認することに決定いたしました。暫時休憩いたします。

【伊藤剛委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第８４号を議題としますが、本議案の２９番につきましては、５番佐々木亨委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第３１条の規定に基づき退席していただきます。暫時休憩いたします。

【佐々木亨委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第84号29番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第84号29番について、議案書に基づき朗読し、計画の内容については議案書記載の通りで、令和4年法律第56号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。）

○議長

議案第84号29番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第84号29番は、原案どおり承認することに、異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第84号29番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【佐々木亨委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第84号11番から14番並びに30番から628番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第84号11番から14番並びに30番から628番について、議案書に基づき朗読し、計画の内容については議案書記載の通りで、令和4年法律第56号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。）

○議長

議案第84号11番から14番並びに30番から628番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第84号11番から14番並びに30番から628番は、原案どおり承認することに、異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第84号11番から14番並びに30番から628番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第 10、議案第 85 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（一括方式）」を議題としますが、本議案の 1 番と 2 番につきましては、11 番巴寛委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき退席していただきます。暫時休憩いたします。

【巴寛委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第 85 号 1 番と 2 番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第 85 号 1 と 2 番について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各号を満たしている旨を説明する。）

○議長

議案第 85 号 1 番と 2 番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第 85 号 1 番と 2 番は原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 85 号 1 番と 2 番は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。暫時休憩いたします。

【巴寛委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第 85 号を議題とし 3 番から 25 番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第 85 号 3 番から 25 番について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各号を満たしている旨を説明する。）

○議長

議案第 85 号 3 番から 25 番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第 85 号 3 番から 25 番は原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 85 号 3 番から 25 番については、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

○議長

日程第 11、議案第 86 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（その他）」を議題としますが、本議案につきましては、3 番 齋藤誠委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき退席していただきます。暫時休憩いたします。

【齋藤誠委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第 86 号につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第 86 号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各号を満たしている旨を説明する。）

○議長

議案第 86 号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第 86 号は原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 86 号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。暫時休憩いたします。

【齋藤誠委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第 12、議案第 87 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（所有権移転）」を議題として、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第 87 号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各号を満たしている旨を説明する。）

○議長

議案第 87 号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第 87 号は原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 87 号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

○議長

日程第 13、議案第 89 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第 89 号について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、資金計画などの面から、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断する旨を説明する。

なお、本案件については、秋田県農業会議の意見聴取の必要としない案件であり、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可することになる旨を説明する。

○議長

議案第 89 号の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、20 番佐々木純一委員。

○20 番・佐々木純一委員

議案第 89 号 1 番について、調査日時、現地調査出席者を報告し、申請地の周辺状況、被害防除計画などにより、周辺農地に係る営農条件への支障は問題ないものと確認してきた旨を報告する。

○議長

ご苦労様でした。

議案第 89 号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり議案第 89 号は、秋田県農業会議の意見を必要としない案件であります。お諮りいたします。議案第 89 号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 89 号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第 14、議案第 90 号「農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について」を議題とし、1 番から 3 番について事務局より説明を求めます。本荘。

○事務局（本荘）

議案第90号1番から3番について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、1番の申請地は、20年以上耕作しておらず、雑草・雑木が繁茂し、山林・原野化している状況で、農地に復旧するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しない旨を説明する。

2番の申請地は、平成15年頃から20年以上耕作しておらず、雑木・竹が繁茂し、山林化している状況で、農地に復旧するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しない旨を説明する。

3番の申請地は、昭和40年頃から耕作しておらず、山林化している状況で、農地に復旧するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しない旨を説明する。

○議長

議案第90号1番から3番の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、20番佐々木純一委員。

○20番・佐々木純一委員

先程の議案第89号と同日に、3人で議案第90号の1番から3番の現地調査を行ってきました。

はじめに、1番について、現地は、長期にわたり耕作された様子はなく、雑草や雑木が繁茂し、山林及び原野化している状況にあり、農地への復元は困難であると判断し、農地法第2条の農地に該当しないものと確認した旨を報告する。

つぎに、2番について、現地は、長期にわたり耕作された様子はなく、雑木や竹が繁茂し、山林化している状況にあり、農地への復元は困難であると判断し、農地法第2条の農地に該当しないものと確認した旨を報告する。

つぎに、3番について、現地は、長期にわたり耕作しておらず、山林化している状況にあり、農地への復元は困難であると判断し、農地法第2条の農地に該当しないものと確認した旨を報告する。

○議長

ご苦労様でした。

議案第90号1番から3番の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

次に、議案第90号4番から6番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第90号4番について、議案書に基づき朗読し、申請事業の概要を説明。

申請地は、長年耕作しておらず、雑草や雑木等が繁茂し、原野化している状況であるほか、令和6年7月の豪雨災害により、当該地へ移動するまでの市道及び農道が被災し、通行及び農業用機械の運搬も厳しく、農地に復元するための条件整備が著しく困難であり、農地として復元しても継続して利用することができないと判断され、農地法第2条の農地に該当しない旨を説明する。

議案第90号5番について、議案書に基づき朗読し、申請事業の概要を説明。

申請地は、令和6年7月の豪雨災害により、山間部からの土砂及び倒木が流入・堆積し、原野

化している状況であるほか、周囲に杉林が生い茂り日光がほとんど届かない状況であるため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であり、山間部からの土砂の流入や杉林による日照時間への影響など、周囲の状況からみて、農地として復元しても継続して利用することができないと判断され、農地法第2条の農地に該当しない旨を説明する。

議案第90号6番について、議案書に基づき朗読し、申請事業の概要を説明。

申請地は、長年耕作しておらず、雑草や雑木等が繁茂し、原野化している状況であるほか、令和6年7月の豪雨災害により、当該地へ移動するまでの市道及び農道が被災し、通行及び農業用機械の運搬が困難であり、農地に復元するための条件整備が著しく困難であり、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれ、農地法第2条の農地に該当しない旨を説明する。

○議長

議案第90号4番から6番の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、11番巴寛委員。

○11番・巴寛委員

議案第90号4番から6番について、調査日時、現地調査者を述べる。

議案第90号4番及び6番の現地は、令和6年7月の豪雨災害により付近の黒森川が氾濫し、当該地へ移動するための市道や農道が崩れ、通行が困難な状況にあったことから、川を挟んだ対岸より確認した旨を報告する。

申請地は長期間耕作されていないため、雑草や雑木が繁茂し、原野化している状況にあり、農地への復元は困難であると判断し、農地法第2条の農地に該当しないものと判断した旨を報告。

5番の現地は、令和6年7月の豪雨災害により山間部からの流入した土砂が堆積し、原野化している状況にあるほか、周囲が杉林に覆われており、日光がほとんど届かない状況であるため農地への復元は困難であり、農地として復元しても継続して利用することができないと判断し、農地法第2条の農地に該当しない旨を報告する。

○議長

ご苦労様でした。

議案第90号4番から6番の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

次に、議案第90号7番につきまして、事務局より説明を求めます。大内。

○事務局（大内）

議案第90号7番について、議案書に基づき朗読し、申請事業の概要を説明。

申請地は、昭和60年頃から耕作しておらず、杉が生育してお入り山林化、あるいは雑草や雑木が繁茂し、原野化している状況あり、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しない旨を説明する。

○議長

議案第90号7番の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、16番佐々木剛委員。

○16番・佐々木剛委員

議案第90号7番について、調査日時、現地調査者を述べ、現地は昭和60年頃から耕作された様子はなく、杉が育成しており山林化、あるいは雑草や雑木が繁茂し、原野化している状況にあり、農地への復元は著しく困難であると判断し、農地法第2条の農地に該当しないものと確認した旨を報告する。

○議長

ご苦労様でした。

議案第90号7番の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

次に、議案第90号8番と9番につきまして、事務局より説明を求めます。西目。

○事務局（西目）

議案第90号8番について、議案書に基づき朗読し、申請事業の概要を説明。

申請地は、長年耕作しておらず、雑草や雑木が繁茂し、原野化している状況あり、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しない旨を説明する。

つづいて議案第90号9番について、議案書に基づき朗読し、申請事業の概要を説明。

申請地は、長年耕作しておらず、雑草や雑木が繁茂し、原野化している状況あり、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しない旨を説明する。

○議長

議案第90号8番と9番の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、3番齋藤誠委員。

○3番・齋藤誠委員

議案第90号8番・9番について、それぞれの調査日時、現地調査者を述べ、どちらも現地は長期間耕作されていないため、雑草や雑木が繁茂し、原野化している状況にあり、農地への復元は困難であると判断し、農地法第2条の農地に該当しないものと確認した旨を報告する。

○議長

ご苦労様でした。

議案第90号8番と9番の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第90号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第90号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いた

しました。

○議長

この際、お諮りいたします。

今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後 4 時 5 1 分閉会)

由利本荘市農業委員会総会会議規則第13条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長

富 樫 公 一

議事録署名委員

大 瀧 浪 雄

議事録署名委員

佐々木 純 一